

新カシマサッカースタジアム基本計画検討有識者会議設置要綱

(目的)

第1条 新カシマサッカースタジアム基本計画（以下「基本計画」という。）の策定にあたり、有識者による検討及び助言を行う、新カシマサッカースタジアム基本計画検討有識者会議（以下「会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 会議は、基本計画の策定に関し、次に掲げる事項について検討及び助言する。

- (1) スタジアム整備の基本方針に関すること
- (2) スタジアムの機能及び規模に関すること
- (3) スタジアムの配置及び附帯施設に関すること
- (4) 事業手法及び官民連携に関すること
- (5) その他基本計画の策定に必要な事項

(組織等)

第3条 会議は、5名以上で組織する。

- 2 委員及びオブザーバー（以下「委員等」という。）は、茨城県知事が委嘱する。
- 3 会議に座長1人を置き、委員の互選によって定める。
- 4 座長は、会議を代表し、会務を総理する。
- 5 座長に事故があるときは、出席者のうちから座長があらかじめ指名するものがその職務を代理する。
- 6 委員等の任期は、委嘱の日から、基本計画の策定の日までとする。ただし、欠員が生じた場合の補欠の委員等の任期は、前任者の在任期間とする。

(会議)

第4条 会議は、座長（委員等の任命後、最初に開かれる会議において座長が選任されるまでは「知事」と読み替える。以下同じ。）が招集し、座長が議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数の出席がなければ、開くことができない。なお、出席については、オンラインによる出席を認める。
- 3 座長は、必要があると認めるときは、オブザーバーから意見を聴くことができる。また、議事の検討にあたって必要があると認めるときは、委員等以外でその議事に関係のある者の出席を求め、その意見を聴くことができる。
- 4 会議、資料又は議事録は、委員等の自由な発言を担保する観点から、原則、非公開とする。ただし、会議、資料又は議事録の公開により当事者若しくは第三者の権利若しくは利益又は公共の利益を害するおそれがない場合はこの限りではない。

5 会議の終了後は、議事要旨を公開するものとする。

(庶務)

第5条

会議の庶務は、茨城県政策企画部地域振興課において処理する。

(その他)

第6条

この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、座長が定める。

附 則

1 この要綱は、令和8年7月28日から施行する。